

「被災地（災害救助法適用地域）の受験生に対する特別措置について」

この度、災害にあわれたみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、災害救助法適用地域の志願者に対して、経済的負担の軽減を目的として、入学検定料、入学金、校納金（授業料等）の減免措置を講じる制度を設けています。

対象者：

2019年度入学試験（2018年度中に実施されるもの。大学院入学試験を含む）の志願者で、その家計支持者（学費負担者）が、次のいずれかに該当する方。

- (1) 出願締切日よりさかのぼって1年以内に被災し、被災状況について地方公共団体が発行する「罹災証明書」などを受けた方。
- (2) その他、災害救助法に照らして本学が該当すると認めた方。

被災の程度と減免の基準：

区分	被災状況	検定料	入学金	校納金（注）
1	家計支持者の死亡 家屋の全壊、全焼	全額免除	全額免除	1年次免除
2	床上浸水、土砂の流入など 家屋の半壊、半焼			1年次前期分免除

（注）校納金は、授業料、施設設備費、教育充実費をいう。諸会費、実習費は除く。

申請方法：

以下の必要書類を、出願する入学試験の出願締切日14日前までに提出してください。申請書類に基づき審査を行い、審査結果を出願締切日の7日前までにお知らせします。

【必要書類】

- (1) 申請書（本学所定の用紙）
- (2) 「罹災証明書」（出願締切日よりさかのぼって1年以内のもの）のコピー
（倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。）
- (3) 「戸籍抄本」
（「家計支持者が被災により死亡」の理由により申請する場合にのみ必要です。その旨を記載したものを提出して下さい。）

【申請書送付先】

〒657-0015 神戸市灘区篠原伯母野山町1丁目2-1

神戸松蔭女子学院大学 入試・広報課

tel：078-882-6123

その他：

本特別措置に該当すると思われる方は、事前に上記までお問い合わせ下さい。

また、提出期限内に必要な書類が間にあわない場合、申請期限を過ぎてしまった場合も、上記までお問い合わせ下さい。

なお、本特別措置への申請が、新入生募集の選考の際に影響を及ぼすことはありません。